

四万十町教育委員会会議録（令和4年5月定例会）

1. 日 時 令和4年5月13日（金）午前9：00～午前11時50分

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 谷口和史 野中裕子

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 味元伸二郎

学校教育課 課長 岡 英祐 副課長 東 孝典

係長 宮本美智

教育対策監 中川千穂

教育研究所 所長 野村泰子

政策監 大元学

室長兼館長 大河原信子 次長 西尾洋亮 主任 松下理恵

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (横山委員)

(4) 議題

①承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）

②承認第2号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員等の委嘱）

③承認第3号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員の委嘱）

④承認第4号 専決処分の承認について（米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱）

⑤議案第1号 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について

⑥議案第2号 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の改正について

⑦議案第3号 四万十町立小中学校の修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱の改正について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

①四万十町少年補導センター少年補導員について

②5月連休明けの児童・生徒の出席状況について

③文化的施設について

(7) その他

①教育委員会関係職員名簿・事務分担表について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和4年5月定例会を開催します。

それでは、議題に入りたいと思います。承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、説明する。）

教育長 : ただ今、事務局より説明提案がありました。関係する部分については赤字で表記もしておりますので、確認をしていただいたと思います。2ページの下段に専決処分の理由を、先ほど説明があったとおり記載もしております。この件について何かご質問等ありますか。質問等ないということで、承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、は専決処分のとおり承認していただけますでしょう。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、承認第2号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員等の委嘱）、並びに承認第3号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員の委嘱）を一括議題といたします。事務局より説明提案をお願いします。

（事務局より、承認第2号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員等の委嘱）、並びに承認第3号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員の委嘱）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明報告のありました承認第2号 専決処分の承認について、6ページの専決書のとおり報告がありました。この件について何かございますでしょうか。よろしいですか。6ページの専決書は、異動に伴い令和4年4月1日付の専決でございます。事務局より説明報告のあったとおり、承認第2号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員等の委嘱）、の承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、承認第3号同じく専決処分の承認についてです。11ページにある専決書のとおり説明もありました。PTAの改選に伴う変更でございます。委嘱日が4月26日の専決の分、この件についても説明報告のあったとおり、承認第3号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員の委嘱）、を承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、承認第4号 専決処分の承認について（米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱）、を議題といたします。事務局より説明報告をお願いいたします。

（事務局より、承認第4号 専決処分の承認について（米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱）、説明する。）

教育長 : 承認第4号についても学校運営協議会委員の変更でございます。14ページの専決のとおり、説明報告もありました。この件について何かご意見等ありましたら、お願いします。

横山委員 : 住所が同じということは、ご夫婦ですか。

岡学校教育課長 : ご夫婦でPTAの役員を交替したということで、今回、名前だけの変更となっております。

教育長 : それでは、承認第4号専決処分の承認について、米奥小学校学校運営協議会委員等の委嘱については、14ページの専決書のとおり、説明報告がありました。承認第4号 専決処分の承認について(米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱)、をご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第1号 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第1号 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について)、説明する。)

教育長 : 説明がありました。17ページの新旧対照表を見ていただき、最低賃金を変更するたびに変更するのではなく、改正後に、高知県最低賃金の額として要綱を定めようとするものです。

味元生涯学習課長 : 800円ということで、800円以下の金額で高知県の最低賃金が推移していたもので、最低賃金よりは上の金額でお支払いをしていたところですが、令和3年10月2日から820円と最低賃金を超えたもので、今後は最低賃金の額より低い額にはならないようにということで、最低賃金の額ということでお示しをさせていただいたところになります。

浜田教育次長 : これまで800円と上限の額を定めておりまして、実際、謝金として支払うのは、賃金とは性質が違いますけど、高知県の最低賃金の額を適用して、その額を支給してきたという経過があります。10月に最低賃金が見直しをされて、その後も800円という規定はありますが、実際に払っているのは最低賃金の額を払ってきたということがあったので、できるだけ早く改正をしたいということで専決処分をさせていただいたということです。適用日については4月1日というふうにさせていただいて、それまでの間については運用上という状況になります。

教育長 : 次長から補足があったとおりでございます。上限の額を定めた要綱でありますし、これからも最低賃金が変わった場合には、要綱を変更せずに最低賃金の額を支給できるということです。この件について何かございますでしょうか。

谷口委員 : 僕は放課後教室というのは承知しておりますが、この内容を見ると、運営員会委員、コーディネーター、それから教育活動推進員、教育活動サポーターというふうに分けてますが、分けてるのはどういう仕組みになってますか。

教育長 : 放課後子ども教室の運営にあたっての職種、種別についてですね。

味元生涯学習課長 : 現在、放課後子ども教室については11校区で12か所、設置されているところで、コーディネーターについては11人、教育活動推進員について12人、教育活動サポーターについて60人ということで登録がされて活動していただいているところです。コーディネーターの方については、1校区の担当個所に1人、全体を取りまとめる総

括的な役割の方ということで、あと教育活動推進員については、一緒に活動していただける活動員の方と、教育活動サポーターについては随時、例えば夏休みであったら高校生が来ていただいたり、そういう方の役割分担として配置をさせていただいてるところです。

谷口委員：うちの近くでも放課後子ども教室がありますが、毎日、見るのは2名の人を見ますがその方たちは活動推進員ということですか。

味元生涯学習課長：コーディネーターの方がいるかもしれません。この間、見に行きまして、2人の方が活動していただけていました。割り振りについては確認させていただければと思います。

谷口委員：そういう組織になってるということですね。

教育長：放課後子ども教室の運営に関して、役割分担、役職ですが1校区にコーディネーター、教育活動推進員も1教室に1人います。サポーターの募集とかスケジュールとか、いろんなことを調整する役、いわゆる教育活動サポーターは現場での指導員的な方で、教室での見守りですよね。地域の方もいれば、夏休みは高校生がバイトに来たり、交替も含めて、その方が60人ということですね。

谷口委員：2時間ぐらいですか。

味元生涯学習課長：学校が終わって2時半か3時過ぎぐらいから、5時とか5時半ぐらいまでを、場所によって違うところはあるんですけど、そんな感じです。

野中委員：うちの子も、今年はやめたんですが、それまでずっと上の子3人とも通ってきてお世話になってたんです。結構、毎年、人がいないというのが悩みで、私が保護者会をやらせてもらってたので、子ども教室の、人がいないのに、困っていて、そういう募集はかけているんですか。

谷口委員：今はどんな状況ですか。

味元生涯学習課長：今のところはまだ、コーディネーターとか活動推進員の方をお願いをして集めている段階で、今後、人手不足、窪川小学校に限らず出てくると思うので、それは課題ではあるところです。

野中委員：見つけ方が大変みたいで、そういうところも改善できたらなと思います。

坂本委員：東又も足りないということで、地域の方がお世話しているみたいで、ご苦労されてるみたいです。

味元生涯学習課長：担当に聞くと、別の学校区の方に応援に来てもらったり、去年あたり東又でも他の校区の方に来ていただいたり、ネットワークを頼りにやっているところで、なかなか地域の方だけでは運営しづらいという現状はあると思います。今後人も探しをどうするかが一番の課題になると思います。

坂本委員：私たちが家にいたら状態が分からないです。役場なんかから声掛けを、お知らせをしてもらったら、少しの時間、ちょっと働きたいという方も、また見つかるんじゃないかなと思います。

浜田教育次長：人材の不足はこれだけに限らず、四万十町全体の課題にもなっています。運営をされてる教室にお任せをしている状況がありますが、区長文書を活用させていただいて各地域の全戸の方に見ていただけるような方法も取れますので、今後、そういうこともやっていったらどうかなと思ってます。

味元生涯学習課長：今、それこそ、放課後子ども教室全教室、十和、大正を回ったんですが、課題を聞いて回っているところですので、それも含めて早急に広報等での周知をさせていただきたいと思っております。

教育長 : 説明、ご意見等もありました。放課後子ども教室のサポーター、指導員についても、これから人材確保自体が厳しい状況にもなります。限られた時間内の中で来ていただけるというところで、すごく制約もありますので、その辺、うまく地域との調整、地域の人材の情報もそれぞれ教室で収集して、うまく調整ができるように、生涯学習課を中心に周知もさせていただきたいと思います。本当に、地域に根差した教室です。

今後また、現場もしっかり見回っておりますので、調整をしていきたいと思います。

議案第1号については他、ございませんでしょうか。それでは、議案第1号 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について、を承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第2号 四万十町中学生海外研修事業補助金交付要綱の改正について、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第2号 四万十町中学生海外研修事業補助金交付要綱の改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明があったとおり、本年4月1日からの適用で附則にも明記をしております。これまで、カナダ、バンクーバーのほうに1人当たり20万円の負担が要る、保護者負担、それに対して、この要綱で13万円の補助を出してました。その代替で今度は、今年8月に沖縄になりました。沖縄の経費が幾らですか。

味元生涯学習課長 : 個人負担として3万円です。

教育長 : その2分の1の1万5,000円をということで、5市町あって、5名、25名の募集枠で今、募集をかけております。この要綱の一部改正です。何かございますでしょうか。

横山委員 : 実施できるかできないかは別として、審議会とかでコロナによって中止、できなかったというのが、すごく多いというようなこともあったりして、代替とか別に代わるものとして案を作って、できるだけ実施する方向でどうですかという意見も言ったことがあるんです。僕は代替で考えて、やろうとするのは、賛成です。それから、補助の2分の1というのは分かったんですけど、それは他の自治体も同じような金額補助するのですか。

味元生涯学習課長 : 中止としては、令和2年度は完全な中止ということで、令和3年度は滋賀県でイングリッシュキャンプということで代替という形でやろうとしてましたが、中止になりました。今回も沖縄の街中留学という形でやろうとしているところで、この状況で、どうなるか分からないところです。補助金額は、基本的には、他の市町村に合わせる3万円ということで、1万5,000円を補助すると形にしています。

横山委員 : 他も同じですか。

味元生涯学習課長 : 実際は3万でなかなか3泊4日で沖縄に行けないですので、事務組合からの補助もあって、例えば実際は6万円ですが3万は市町村で負担ということで、3万のうちの1万5,000円を町が補助するという形になっております。

教育長 : 2分の1については補助金の基本的な考えの下、2分の1程度ということで、今回、3万円という保護者負担ですので、2分の1の額で決めさせていただいたところです。沖縄については、いわゆるネイティブスピーカー、アメリカの方、英語圏の家へ入ってのホームステイということで、海外と同じような環境の中で研修をするということ

です。また、今年度は沖縄ですけど、町の支援については5市町の他の自治体のほうも確認をしておいてください。この件についてよろしいでしょうか。

それでは、議案第2号 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の改正について、を承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 休憩を取りたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

ここで日程6、報告事項 ③文化的施設について、報告事項案件とさせていただきます。ご案内のとおり、文化的施設、町のプロジェクトとして文化的施設のサービス計画を策定して、建設に向け進めております。この事業の概要と今後の取り組みについて、企画課文化的施設整備推進室より説明を受けたいと思います。

(推進室より、報告事項 ③文化的施設について、説明する。)

教育長 : 推進室のほうから説明もありました。教育委員会としては、先ほど説明にあったとおり、図書館、美術館、教育委員会管轄を町長部局への移管について基本的に進めていこうということで確認はしています。いわゆる来年度に、フローチャートで言うと、④から進めていかなければなりませんので、その前段として今年度も協議は進めていかなければいけない。図書館協議会、美術館運営審議会の委員の意見をお聞きしながら、教育委員会として判断、決定をするということになるかと思っております。これまで文化的施設の経過、サービス計画等々のスケジュールもお聞きしましたけども、ここで何か推進室にお聞きしたいことがございましたら、お願いします。

谷口委員 : 特にないです。頑張ってください。

野中委員 : 3年前ぐらいに、窪川小学校の6年生が、当時の、議会を体験するので、会場を借りて雰囲気味わうというときのテーマが、これだったと思うんです。子どもたちなりの、こういうふうにして欲しいという意見を言えたと思うんですが、一応、そういうことも参考にもされています。

大河原室長兼館長 : 子ども議会の記録を見せていただいております。その中で施設内で飲食が出来たらいいというお話が出ていました。それから移動図書館があつたらいいなというお話などが出ていたと思います。飲食については、全部どこでもフリーにはなりません。一定、飲み物、食べ物も館内でしましょうということにしています。また、移動図書館についても、先ほど申しましたように、導入ということで予定をしているところです。子ども議会のほうで移動図書館はなかなか難しいかなみたいな話にもなっていたかと思うんですが、広い地域を考えるとということで検討しております。6年生のときに子ども議会を体験された方々が今、中学校3年生になられているということで、窪川中学校さんのほうで子ども議会の続きというか、やろうかということで現在、準備を進めていただいているところです。

教育長 : 小学生、中学生、そして高校生のワークショップも含め、それも踏まえたサービス計画というところです。今後、また、今現在は図書館、美術館は教育委員会管轄です

ので、移動図書館の整備についても教育委員会の予算で、教育委員会主導で進めてい
かないといけません。施設全体は町長部局の推進室でやっておりますが、図書館協議
会のほうは何か動きはありますか。

山下文化的施設整備推進室主任： 26日を予定しています。

浜田教育次長： 子ども議会の予定はどうなっていますか。

東学校教育副課長： 子ども議会、31日にまず生徒集会を学校がやります。その後に、それまでに議場
を使うまでに何回か学校のほうでレクチャーしながら、この議場を使う日程について
はまだ調整はできていません。今後、詰めていくようになります。

谷口委員： 依頼があつてということですか。

東学校教育副課長： 依頼というか、31日にまず、一番最初の事前レクチャーをやって欲しいという連
絡が来ています。、具体のスケジュールは今後詰める予定です。

教育長： 文化的施設と一体的にといいますか、進めているのが、十和地域の十和分館につい
てで今、協議を進めています。先ほど説明があつた、旧小鳩保育所で団体の方がサテ
ライト貸出をやっていただくのを今年度、始めている中で、分館としての機能をどう
位置付けていくかを今、十和で協議をしている状況です。文化的施設については、こ
れまでいろいろ議論されてきました。もう3年、4年たった議論の上で予算立てでも
できましたので、建設に向け進めなければなりませんし、また、管理運営上の、問題で
はないですが、サービス計画をうまく回せるような管理運営計画について、教育委員
会も考えなければいけない、4年度、5年度になりますので、その節もよろしくお願
いをいたします。他、ないですか。

教育委員会としても、文化的施設、図書館、美術館機能についても今後も報告も受
けながら協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の文化的施設について終了させていただきます。推進室の皆さん、
ありがとうございました。

教育長： 引き続き会議を進めたいと思えます。議題に入りたいと思えます。本日、追加で会
議資料として配布させていただいております。議案第3号 四万十町立小中学校の修
学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱の改正について、を議題といたし
ます。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第3号 四万十町立小中学校の修学旅
行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱の改正につ
いて、説明する。)

教育長： ただ今、議案第3号について説明がありました。修学旅行については、ご案内のと
おり、参加できなくなったらバス代が1人に跳ね返ってきます。その点でバス代の負
担が多くなることも含め、令和2年10月から要綱で適用してきたところですが。先
ほど説明があつたとおり、改正をするものでございます。この件について何かご質問
等あれば、お願いいたします。ちなみに令和3年度の実績はどうでした。

東学校教育副課長： 昨年度は窪川中学校さん、昭和小学校さんで、金額的には20万いかないぐらいの
金額です。

教育長： 窪川中学校は、昨年は実施できなかった。

東学校教育副課長： 令和2年度は、キャンセル料が発生したのが窪川中学校だけでした。

岡学校教育課長： 去年、修学旅行に行けなかった2年生が3年生になったことで、修学旅行に行けな

かった代わりに今年度、日帰りの遠足を計画したということでございます。ただ、予定していた日が、実は今日であって、ゴールデンウィーク明けから、人の動きがあったこともあり、高知県でも非常に多くの感染者が今、確認されているところです。それを不安に思っ、て、コロナの状況を見ながらキャンセルした場合については何とかキャンセル料というのを町で負担いただくことはできないだろうかという相談があったので、今回、このような形で改正をさせていただきたいという事です。

野中委員： こういう制度にしてもらえると、保護者は本当に助けられると思います。

教育長： 特に宿泊となる修学旅行については、だいぶ前から旅行会社と打ち合わせして、人数も含め設定する中で、ホテル宿泊はキャンセルが利いても、バス代がキャンセルは利かないというところもありますのでね。

坂本委員： 日帰りの遠足というのは、子どもたちは1泊でも一緒にホテルで、みんなと過ごしたいという、そういうのが実現できたら、何らかの形で四国内のどこのホテルでも、その中で授業というか、道徳であったりとか食事のマナーであったりとか、そういうような子どもたちの楽しめるような何かできないかと思いました。

教育長： 制限が去年は、特にかかって、大正中学校と十川中学校は行っています。窪川中学校の3年生が行けなかった。窪川中学校では生徒自身が、どういうふうに工夫したらいけるのかを生徒自身が考えています、教師主導ではないところで、また次の段階で生徒自身が考えて計画して、コロナ対策をして行くという計画も作って進めていただけたらと思いますし、早く、そういう計画を立てて行く時期が来ればと思います。

他、ございませんでしょうか。それでは、議案第3号 四万十町立小中学校の修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱の改正について、は事務局より説明があった原案について承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： なお、議案第1号から議案第3号までの要綱については、軽微な字句の修正等が今後、あるかも分かりません。それについては事務局のほうに委任をしていただくことを了承願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、日程5の協議事項はございません。

日程6の報告事項に移りたいと思います。報告事項 ①四万十町少年補導センター少年補導員について、を報告案件といたします。

(事務局より、報告事項 ①四万十町少年補導センター少年補導員について、説明する。)

教育長： 少年補導員の新たな体制の報告です。少年補導センターは教育委員会が管轄をしておりますが、少年補導員については町長が委嘱をするということで、教育委員会案件ではないですので、報告案件として教育委員会に報告をさせていただいております。ということですので、よろしく願いをいたします。

続きまして、報告事項 ②5月連休明けの児童・生徒の出席状況について、を報告案件といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ②5月連休明けの児童・生徒の出席状況について、説明する。)

教育長 : 連休明けの出席状況の報告をさせていただきました。下線である児童・生徒のほうは不登校であり不登校傾向である児童・生徒で、引き続き支援、サポートも必要かと思えます。この中には家庭環境により児童相談所案件の児童・生徒もおりますので、福祉関係も含め対応を続けなければならないという児童・生徒もおります。今後、連休明けの状況も含め、コロナの心配もありますが、家庭と密な連絡を取って対応をしていただき、併せて研究所、教育支援センターもサポートをしていきたいと思っております。この件については、いろいろ個々により事情も違いますので、また次回以降とさせていただきます。

続きまして、日程7 その他 ①教育委員会関係職員名簿・事務分担表について、を説明させていただきます。

(事務局より、その他 ①教育委員会関係職員名簿・事務分担表について、説明する。)

教育長 : 今、次長から説明がありました。縦長の教育委員会関係職員名簿、保育所については町立保育所ですので、児協立保育所は児童福祉協会になりますので、この中には入っておりません。学校教育課から教育委員会の関係職員の名簿となりますので、また参考としていただきたいと思えます。

それから、高岡地区市町村教育連合会の部会について、野中委員が学校教育部会に入ってください、谷口委員は教育支援部会に入ってくださいと思いますので、横山、坂本両委員は引き続き今年度は人権社会教育部会をお願いします。今月に1回目の部会がありますが、第1回目は、全て計画案の策定や予定を決める案件で、研修とかはございませんので、全て事務局が参加させていただき、第1回目の各部会は、委員の出席なしということをお願いします。谷口、野中委員のお手元には、高岡地区市町村教育委員会連合会の今年度の総会資料を配布させていただいております。組合立も含めて10の教育委員会の組織で高岡地区連合会が組織されておりますので、また時間のあるときにお目通しをお願いします。

浜田教育次長 : 今後の日程ということで、令和4年度の教育委員会の会議等の日程をお配りさせていただきます。既に終わっているものも含めて、4月1日から3月22日までの予定を、分かっている範囲で記載をしたものでございます。教育長が先ほど申し上げました、5月中のそれぞれ3つの部会の日程まで載っております。確認をいただけたらと思えます。

横山委員 : 地教連の部会は大体、どの部門、年間数回ぐらい、通常でしたらあります。

浜田教育次長 : 少なくとも4回ですね。

教育長 : 計画が決まったら、それぞれ部会ごとに会があって、県外研修もあります。

浜田教育次長 : それから、各校の運動会、体育祭の実施日の一覧表、修学旅行の日程の一覧表をお配りしております。体育祭については、例年、教育委員会として参加もしていたところですが、コロナの状況で2年ぐらい参加はしないということにしております。本年度についても今の状況からいくと、参加はしないということで決定をさせていただきます。

教育長 : 決定をしたいと思えます。

浜田教育次長 : それで、よろしくをお願いします。

教育長 : 今月が川口、東又、昭和が運動会をやります。東又がこの時期にやるのは初めてで

す。また参考にしていただけたらと思います。

浜田教育次長： 四万十町教育委員会学校訪問について、案ということで1枚お配りしております。例年、教育委員、それから事務局職員10名位で全小中学校を訪問をしています。日程案ということで、参加いただけるように調整をお願いしたいと思います。学校訪問以外に、保育所訪問、それから関係の施設について訪問をするという予定もしておりますけれども、本日お配りしたのは学校訪問についてのみでございます。保育所訪問については、昨年は9月ぐらいに実施をしておりますので、また改めて連絡をさせていただきたいと思います。以上です。

教育長： 学校訪問については、この日で調整をしております。またご案内をしますので、出席できない場合は、教育委員会に連絡をしていただけたらと思います。

坂本委員： 運動会は以前、コロナの前は割り振って参加していましたが、5月にある川口、東又の参加はどのようにされますか。

教育長： もう既に、教育委員会としては参加しないというところです。是非、自宅の近くの学校は、一般として見るということはしていただけたらと思います。

坂本委員： 分かりました。

谷口委員： 見に行くことは自由ですね。

教育長： 教育委員会としていうと学校側が、教育委員の席を構えることはしないというところです。

浜田教育次長： この他、卒業式にも来賓として出席をしておりましたけれども、ここ数年は出席を見送っております。状況によっては、出席をする場合もあるかも知れませんが、このことについては、調整をさせていただくようになりますので、よろしくお願ひします。

教育長： 行事については、教育委員会としても、一時は参加を控えるというところになります。

味元生涯学習課長： その他、町立美術館の臨時休館を、5月9日から12月26日まで、今度の文化的施設の移行に関して、美術館所蔵の美術品の点検作業ということでお休みをさせていただくということで報告をさせていただきたいと思います。作品の状態等を確認して、新しい文化的施設に持っていけるかどうかの確認を今年度、したいということで休館を今年末までとなりますので、よろしくお願ひします。

教育長： それでは、その他無いでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、無いようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。教育委員会5月定例会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

(閉会)

6月の定例委員会予定 令和4年6月 7日(火)

7月の定例委員会予定 令和4年7月14日(火)

教育長 _____ :

署名人 _____ :